

岩手県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 栗駒山周辺（一関市及び秋田県湯沢市から同県雄勝郡東成瀬村まで）
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年5月13日から同年12月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量（地図情報レベル1000）